

第4次豊明市都市計画マスタープラン策定作業部会(第2回)意見要旨及び対応方針等

通番	意見等(要旨)	対応方針・考え方
将来都市構造について		
1	地域拠点(豊明駅周辺)の形成方針「～～新たな施設立地を誘導します。」について具体的な場所は想定しているか。豊明駅南部の市街化調整区域には、保全すべき優良農地が広がっており、こうした場所に施設立地ができる表現は避けてほしい。	「～～市街化区域では、既存の日常的な生活サービス施設の維持や立地の誘導により、～～」に修正した。
2	豊明駅周辺の拠点名を「花と食の交流拠点」から「地域拠点」とすることについて、他の拠点の形成方針と同じく「地域拠点」という表現を使用しているため、混同してしまう。	形成方針の内容を踏まえ、「くらしと交通の拠点」に修正する。
3	歴史と文化の交流拠点の形成方針について、文頭が「地域拠点として～～」で始まることに違和感がある。	歴史・文化についての文章を前半に、地域拠点についての文章を後半に入れ替え以下の記載とした。「本市の歴史・文化を広く発信し広域からも多くの人が訪れ、多様な交流が育まれる拠点の形成を図ります。また、地域拠点として日常的な生活サービス施設等の立地を誘導し、地域住民の暮らしを支える拠点の形成を図ります。」
4	居住ゾーンの形成方針「～～および災害安全性の向上を図ります。」について、現時点で決まっている具体的な取組が何かあるのか。	現時点で具体的な取組内容は決まっておらず、立地適正化計画の防災指針を作成する中で、検討する予定である。
5	防災・医療ゾーンの形成方針の防災の記載内容はどのように決めたのか？藤田医科大学の防災拠点機能の具体的な内容を記載した方が分かりやすい。また、文章の構成として、まずは平常時の地域医療体制の内容から始まり、災害時の内容は後の方が良いのではないのか。	「健康医療福祉拠点地区計画」および、現在策定作業中の第6次豊明市総合計画の土地利用計画図の内容と整合を図った。また、防災についての記載内容を以下に修正した。「藤田医科大学病院周辺については、隣接する既存住宅地の居住環境に配慮しつつ、平常時の地域医療体制の充実・強化を図るとともに、災害時には同病院の医療資源や施設を活用した救護・支援体制の構築を図ります。」
6	農地・緑地ゾーンの形成方針「～～をはじめとする市内の緑は」について、緑地とせずあえて緑という表現にしているのか。	優良農地と緑地を合わせて、緑という表現にしている。
7	農地・緑地ゾーンの形成方針に記述のある二村山緑地は都市計画決定されていると思うが、供用は開始されているか。都市計画決定の区域に民地も残存しており、市の土地買収ができていない状態で、活用するといった記載はしても良いのか。	都市計画決定されている一部未供用の都市公園であり、一部民地は残っているが活用するという記載は問題ないと考えている。区域全体の供用開始に向けて、都市計画道路の整備方針も踏まえ、土地買収方式だけでなく、別の整備手法も含めて今後検討する。また、活用の内容は今後の検討課題であるが、保全する必要はあり、緑の拠点にも位置付けている。

通番	意見等（要旨）	対応方針・考え方
都市づくりの基本方針について		
8	都市づくりの基本方針①の3つめについて、「自家用車」と「徒歩」という表現があり、「自転車」の位置付けがわからない。例えば、徒歩に加えて自転車の記述は必要ないか。	当該箇所は自家用車に頼りすぎず、自転車を含めた徒歩や公共交通の移動快適性を高める主旨の文章であるため、以下の記載とした。「自家用車に頼りすぎず、公共交通や徒歩などで快適に移動できる都市づくりを進めます。」
9	都市づくりの基本方針②の3つめについて、「幹線道路の沿道では〜〜」は具体的にどこをイメージしているか。幹線沿道には優良農地が広がっている地域もあり、分野別方針では、そうしたところが開発されないような記述をお願いしたい。	ご指摘の内容を踏まえ、記載内容を以下に変更した。「幹線道路の沿道では、優良農地などに配慮しつつ、広域交通の利便性を活かし、人々が広くから集まり、雇用や都市財政を支える産業・広域交流の拠点を形成し、〜〜」
緑づくりの基本方針について		
10	緑づくりの基本方針④1つ目について、「〜〜や水辺等を保全するとともに」とあるが、皆瀬川について、何か具体的な取組を想定しているか。	ウォークブルという観点からの取組は必要と考えており、分野別方針では当該内容の記載を検討する。
11	緑づくりの基本方針④1つ目について、「みどり」がひらがなの理由はあるか。	資料の他の箇所と併せて、「緑」の表記に修正した。
12	公園・緑地等の配置の方針について、ここに記載している目的は何か。地域内民有林等は公園・緑地等に含まれているのか。	緑の基本計画の対象施設にもなっている都市公園等の配置等を示すために記載している。このため、「配置の方針」からは除外し凡例に留めるとともに、何を対象としているか分かるように主な対象を記載するよう修正した。
13	図面の二村山緑地、大狭間湿地の緑の拠点に居住ゾーンが含まれているが、表現として適切か。	拠点としては、大狭間湿地を含んだ一帯の緑であるが、ご指摘の通り、誤解を避けるため、当該緑の拠点は居住ゾーンに大きくかからない程度に修正した。
14	図面の河川と産業ゾーンの色が近く、見えづらい。	河川の色を濃く修正した。
15	図面に愛知用水が記載されているが意図は何か。	本市を流れる用水のため記載していたが、河川ではなく、配置方針図において具体的な位置付けもしないことから削除した。